

東京医療保健大学「放射線看護研修センター」規程

(開設目的)

第1条 医療領域等における放射線利用を理解し、放射線利用に伴う被ばくの最適化等の判断ができ、国民、患者等の放射線利用に伴う安全、安心の確保に専門職として貢献できる看護職を育成し、放射線利用に伴う社会のニーズに応じていく。

(名称)

第2条 本組織の名称は、東京医療保健大学「放射線看護研修センター」(以下「本センター」と称する)とする

(開設場所)

第3条 本センターは以下におく。
東京医療保健大学東が丘・立川看護学部 国立病院機構キャンパス
〒152-8558 東京都目黒区東が丘2-5-1

(開設時期)

第4条 平成30年4月

(事業内容)

第5条 本センターの事業は以下のとおりとする。

- ① がん放射線療法看護の認定看護師の育成
- ② 看護基礎教育において「放射線看護」を教育できる人材の育成
- ③ 放射線・原子力防災に貢献できる看護職の育成
- ④ その他放射線看護に精通した看護職の育成

2 上記事業の運営等については別に定める。

(運営組織)

第7条 本センターの運営組織は以下のとおりとする。
放射線看護研修センター長
教育職員(3名以上)
事務職員(東京医療保健大学東が丘事務部)

(その他)

この規程は平成30年4月1日から施行する。